

令和 5 年12月11日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市消防運営審議会
会長 木 内 修



消防団員の年額報酬額の改正について（答申）

令和 5 年11月28日付けで諮問のあった消防団員の年額報酬額の改正について、次のとおり答申します。

記

全国的に消防団員の減少が危機的な状況にあり、本市も例外ではなく充足率が最低水準となっています。

消防本部、消防団において様々な取り組みを行っていますが、平成12年以降定数割れの状態が続いています。

このような状況の中、令和 3 年 4 月には消防庁長官から消防団員の処遇の改善に向けた必要な措置として取り組むべき事項が示され、令和 4 年度から各種災害等に対する出動報酬の改正を実施していますが、年額報酬については改正が行われていません。

本市消防団の活動は、火災や風水害等の出動のほか、消防出初式、消防操法大会、春季、秋季火災予防運動及び歳末特別警戒の広報、各自治会での催事、日常点検（車両や資機材点検）、各種研修や訓練など多岐にわたっており、災害や訓練以外にも様々な活動を通じて地域防災に貢献し、平均すると年間約50時間に及ぶ活動をしています。

年額報酬額について、消防団は非常勤特別職の地方公務員という立場ではありますが、本業を持ちながら自らの意思に基づくボランティアとしての性格も持ち合わせており、休日・夜間の時間を地域防災のために費やしていることは、大変な労苦があると考えられます。

また「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、「消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講じるものとする」とされているなど改善する必要性は十分にあると考えます。

このようなことを考慮しつつ、団員の減少を防ぎ地域防災力を維持するといったことを鑑みると、本市消防団の活動の実態に応じた適切な報酬とすることは団員の士気向上に繋がり、活動の活性化、更には団員の定着率向上、加入促進にも繋がるものと考えられることから、別紙のとおり改正することは妥当であると判断します。

最後に今後の社会情勢の変化等に伴う消防団の実情を考慮し、適切な見直しを継続して検討していただくことをお願いします。

別紙

階級	現 行	改正案
団員	41, 200円	69, 000円
班長	46, 500円	74, 300円
副分団長	56, 400円	84, 200円
分団長	83, 600円	111, 400円
副団長	115, 000円	142, 800円
団長	151, 100円	178, 900円

※各階級 27, 800円増額